

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次 5 月～6 月を中心とし、あらかじめ前年度に実習校及び所管の教育委員会と協議して決定する。
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校 3 週間（120 時間）、高等学校 2 週間（60 時間）
③	実習校の確保の方法 実習依頼段階から実習校及び教育委員会と連携し、協力を得て実習校を確保する。 <愛知県立学校、愛知県公立学校、名古屋市立学校> 教育委員会に大学から一括依頼を行い、教育委員会が実習校を配当する。 <椋山女学園高等学校・中学校> 併設校に大学から一括依頼を行う。 <上記以外> 実習生が希望する実習校を選び内諾を得た後、教育委員会の了承を得る。
④	実習内容 （1）教科の授業及び特別活動の指導のほか、教育課程外の実習活動、学級経営及び学校経営並びに教職員としてのサービスのあり方等についても実習させ指導する。 （2）実習は、実習校ごとに、教育実習生の全員、グループ別、個人別等の形態により、観察、参加、研究授業、教材及び指導法の研究、指導案の作成等の方法によって行う。
⑤	実習生に対する指導の方法 （1）大学においては、実習校の協力を得て、教育実習の具体的実施計画を策定し、その実施に当たり担当教員が実習校の教職員と密接に連携し、実習期間中に実習校を訪問して訪問指導を行い、研究授業等について教育現場での指導助言を行うとともに、実習期間中も学生個人からの相談に随時対応する等、実習状況の把握と個別指導に努める。 （2）実習校においては、直接指導に当たる指導教員が指導案の作成、授業の実習、実習日誌、報告書の作成等について指導する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 実習校からの資料（評価票、出勤簿、実習記録等）に基づき、教職課程委員会で協議し、教育実習担当教員が評価する。 ※評価票については、別紙資料参照

2 事前及び事後の指導の内容等			
① 時期及び時間数			
3年次から4年次にかけ、実習の事前指導及び事後指導として合計30時間の指導を必修とし、1単位とする。詳細な時間数については、以下のとおりとする。			
② 内容（具体的な指導項目）			
＜事前指導＞			
主題	実施時期	時間数	指導の内容と方法
教育実習包括的ガイダンス	実習前々年度 3月下旬	2時間	教育実習に関する包括的なガイダンスを行う。実習校への訪問・交渉のマナーや事務手続等について説明する。
教育実習前年度ガイダンス	実習前年度 1月～3月	2時間	数ヶ月後の教育実習に対する包括的なガイダンス及び今後の事務手続スケジュール等の説明を行う。
教育実習事前ガイダンス	実習年度 4月中旬頃	6時間	「教育実習の手引」を使用して、教育実習の意義と目的及び内容、教育実習生としての心構え、教育実習全般にわたる具体的な注意事項、事務的な手続について指導、説明を行い、よく理解させる。なお、教員の資質改善問題についても、この機会に認識を新たにさせる。
現場指導者を講師とする講話	実習前年度及び実習年度 4月下旬頃	3時間程度のものを各年度1回以上開催。合計2回6時間	教育委員会の指導主事、学校長、教頭等の適当な学校現場の指導者を講師として招き、学修指導と生徒指導の実際に即して、学校教育の仕組みや児童・生徒の実情に触れた講話を聞かせる。また、現職教員として活躍している本学の卒業生等を講師として招き、教育実習や教員採用試験等の教師になるまでの体験や教師になった後の教育現場の体験を話していただき、学生たちと討議の場を設定する。
指導案の作成指導	実習前年度 1月頃～実習年度 4月下旬頃	4時間	研究授業を組み立てる際の基本的な授業立案の考え方や記載方法について、具体的な書き方等を指導し、学生が試作をする。
訪問指導教員による個別又はグループ指導	実習年度 5月上旬頃	2時間	教育実習期間中に訪問指導をする担当教員と、訪問指導の日程調整等の打合せを兼ねて、個別又はグループ指導で、教育実習に関する事前の相談やアドバイスを行う。
＜事後指導＞			
主題	実施時期	時間数	指導の内容と方法
訪問指導教員による個別又はグループ指導	実習年度 7月上旬頃	2時間	教育実習期間中訪問指導をした担当教員が、教育実習期間中のさまざまな出来事や体験を実習生から聴取し、研究授業や授業案等に対する評価コメントを示すとともに、期間中の体験が今後の教師としての資質向上と結びついていくように指導助言をする。
教育実習の経験	実習期間終了	6時間	教育実習を終了した学生たちを対象に、個別指導又は同

発表・反省・討議による研究セッション	後	個別指導及び少人数のグループの研究セッションを含む。	じ時期に教育実習を終えた少人数の学生を集めて、グループによる教育実習の経験発表、反省のための機会を設定し、討議する。これらの事後指導においては、教員に求められている使命感・責任感、教育的愛情等の資質、社会性や対人関係能力といった対人スキル、幼児児童生徒を理解する能力、教科等の指導能力といった、求められている教師の資質について理解を深めるとともに、学生自身について不足又は改善を要する側面についての自己認識や教員としての適性について、自己理解を深めていく。
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。） ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等 - 委員会等の名称 相山女学園大学教職課程委員会 - 委員会等の構成員（役職・人数など） (1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」及び「栄養に係る教育に関する科目」を担当する各学科の教員から各1名以上 (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」を担当する教員 (3) 学務部長 - 委員会等の運営方法 - 委員長は、上記（1）及び（2）の委員から選出し、委員長は、委員会を招集し、議長となる。 - 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 教職課程の授業計画及び施設設備に関する事項 (2) 教職課程の履修に関する事項 (3) 教育実習の調整、連絡及び成績の評価に関する事項 (4) 教職課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況についての点検及び評価に関する事項 - 委員会は、各学部の委員1名以上の出席がなければ審議することはできない。また、議決には、出席者の過半数の賛成を要し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 - 事務局（学務部教務課）に教育実習関係業務を担当する事務職員を配置し、委員会の庶務、実習校との連絡、教育実習関係業務の処理を行う。 【委員会の組織図】 別紙資料参照			

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称

相山女学園大学教職課程委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

（１）「教科及び教科の指導法に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、「養護に関する科目」及び「栄養に係る教育に関する科目」を担当する各学科の教員から各１名以上

（２）「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」を担当する教員

（３）学務部長

- ・ 委員会等の運営方法

- ・ 委員長は、上記（１）及び（２）の委員から選出し、委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- ・ 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）教職課程の授業計画及び施設設備に関する事項

（２）教職課程の履修に関する事項

（３）教育実習の調整、連絡及び成績の評価に関する事項

（４）教職課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況についての点検及び評価に関する事項

- ・ 委員会は、各学部の委員１名以上の出席がなければ審議することはできない。また、議決には、出席者の過半数の賛成を要し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ・ 事務局（学務部教務課）に教育実習関係業務を担当する事務職員を配置し、委員会の庶務、実習校との連絡、教育実習関係業務の処理を行う。

【委員会の組織図】

別紙資料参照

4 教育実習の受講資格

<情報社会学部>

① 将来教職に就く意思を有し、都道府県及び政令指定都市教育委員会が実施する教員採用試験を必ず受験すること。

② ３年次終了までに以下の単位を履修済みであることを原則とする。

- ・ 「教養教育科目」の必要最低単位数をすべて履修済みであること。

- ・ 「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を履修し、かつその成績が良好であること。

- ・ 「教科の指導法Ⅰ・Ⅱ」が履修済みであること。

③ 「事前及び事後指導」を履修すること。

④ 教職課程履修上の各種手続を遅滞なく済ませていること。

＜教育学部＞

- ①将来、教職につく希望、意欲を有する者であること。
- ②教育実習実施年次までに、当該年次までの教職課程における必修科目を修得又は修得見込みであること。また、「模擬授業演習」を修得又は修得見込みであること。
- ③「各教科の指導法」の必要単位を修得済みであること。
- ④「事前及び事後指導」を必ず履修すること。「事前及び事後指導」は皆出席を原則とする。
- ⑤教職課程履修上の各種手続を遅滞なく済ませていること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校 6, 811 学級、高等学校 3, 370 学級		
○	×	学校名	椋山女学園中学校（愛知県名古屋市千種区山添町 2－2） 学級数：18 生徒数：614 人		
		教員数	47 人 （内訳） 教諭 39 人（兼務 5 人、期限付 2 人を含む。）、 助教諭 0 人、 講師 0 人、 養護教諭 5 人（兼務 3 人、 期限付 2 人を含む。）、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人、 司書教諭 1 人（兼務）、 父母・生徒相談員 2 人		
○	×	学校名	椋山女学園高等学校（愛知県名古屋市千種区山添町 2－2） 学級数：30 生徒数：1, 129 人		
		教員数	70 人 （内訳） 教諭 65 人（期限付 6 人を含む。）、 助教諭 0 人、 講師 0 人、 養護教諭 4 人（兼務 1 人、期限付 1 人を含む。）、 養護助教諭 0 人、 栄養教諭 0 人、 司書教諭 1 人（兼務）		
○	×	教育委員会名	愛知県教育委員会	中学校：302 校	高等学校：149 校
○	×	教育委員会名	名古屋市教育委員会	中学校：110 校	高等学校：14 校

令和 年度 教育実習評価票（案）

大 学 名		学 部 ・ 学 科 等		実 習 生 氏 名	
椋山女学園大学					
実 習 校 名		配属学年	実習教科（注1）	実 習 期 間	
				月 日から 月 日まで	
評 価 項 目	評 価 （注2）				主 な 観 点
	A	B	C	D	
生 徒 指 導					・ 児童生徒の観察、理解
					・ 指導能力
					・ 指導態度
学 習 指 導					・ 教科等に関する能力
					・ 指導能力
					・ 指導態度
実 習 態 度					・ 実習生としての自覚
					・ 教職に対する熱意
					・ 実務能力
					・ 教育実習記録等
出 欠 席	出席すべき日数 日				理由
	出 席 日 数 日				
	欠 席 日 数 日				
	遅刻 回		早退 回		
総 合 評 価 （注2）	A	B	C	D	特 記 事 項（注3）
指 導 教 諭 氏 名					

令和 年 月 日

学 校 名

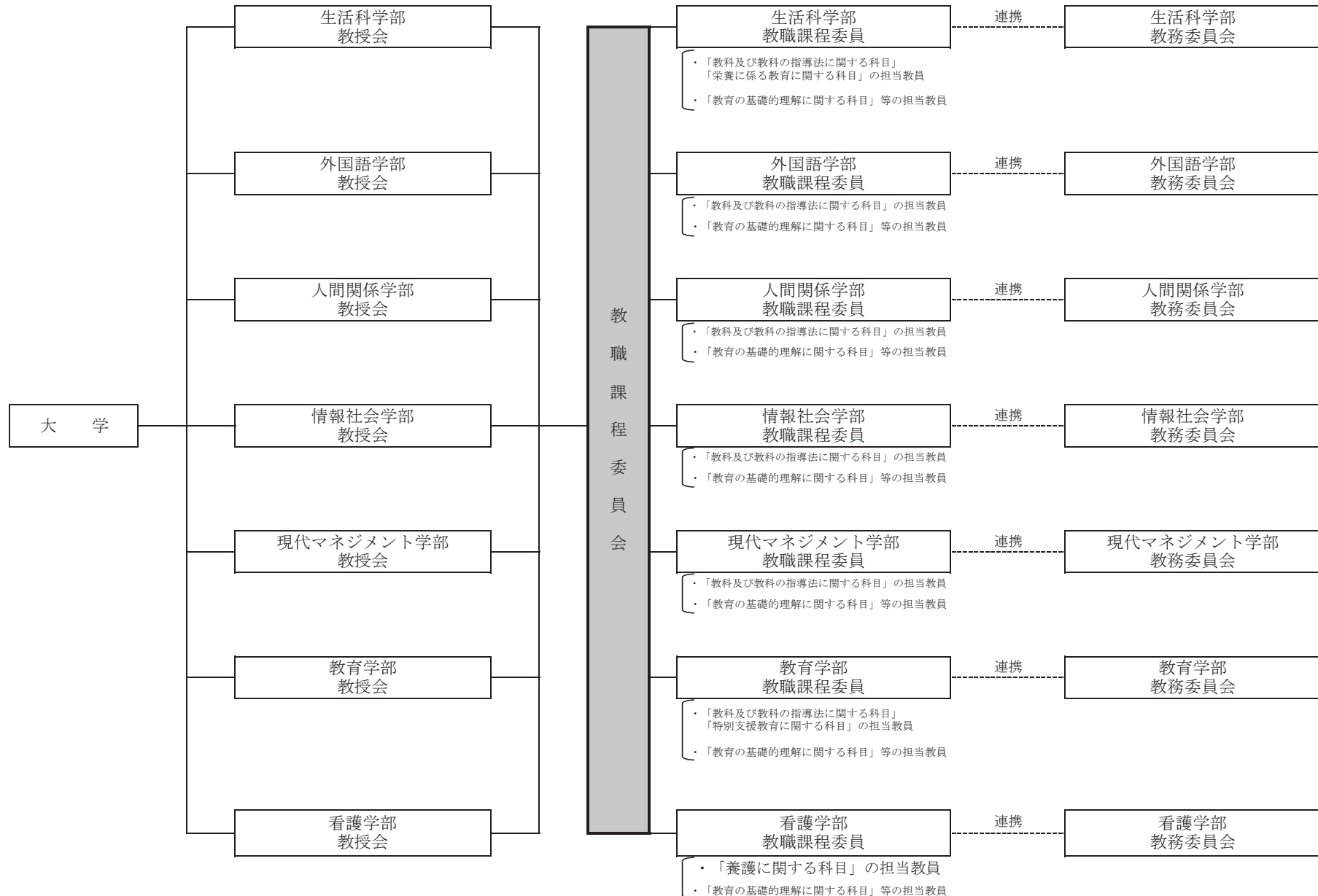
学校長名

注1 実習教科欄は、中学校、高等学校のみとする。

注2 評価および総合評価は、A＝すぐれている、B＝標準、C＝やや劣っている、D＝劣っている（不合格）とし、該当欄に○印をつける。

注3 特記事項は、評価項目、その他について、特に記すべきことがあれば記入する。

教職課程委員会を中心とした組織図



教育実習受入承諾書

令和4年12月6日

梶山女学園大学
学長 黒田由彦 様

愛知県教育委員会
教育長 飯田 靖

下記免許状取得のため、名古屋市を除く愛知県内の公立中学校及び県立学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

1 教育実習の受入に係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学 部	学 科	入学定員	免許状の種類
情報社会学部	現代社会学科	120人	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
教育学部	子ども発達学科	170人	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）

2 教育実習の受入時期

令和9年5月31日から6月18日まで

教育実習受入承諾書

令和5年2月2日

梶山女学園大学
学長 黒田由彦 様

愛知県教育委員会
教育長 飯田 靖

下記免許状取得のため、名古屋市を除く愛知県内の県立学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

1 教育実習の受入に係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学 部	学 科	入学定員	免許状の種類
情報社会学部	情報デザイン学科	100人	高等学校教諭一種免許状（情報）

2 教育実習の受入時期

令和9年6月7日から6月18日まで

教育実習受入承諾書

学校法人相山女学園が設置する相山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科及び現代社会学部並びに教育学部子ども発達学科に係る教育実習の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1 教育実習の受入れに係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学部	学科	入学定員	免許状の種類
情報社会学部	情報デザイン学科	100名	高等学校教諭一種免許状（情報）
情報社会学部	現代社会学部	120名	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
教育学部	子ども発達学科	170名	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）

2 教育実習の受入れ時期

令和9年4月から

以上

令和5年2月1日

名古屋市教育委員会

教育長 坪田 知 広

教育実習受入承諾書

令和5年2月6日

梶山女学園大学
学 長 黒 田 由 彦 殿

梶山女学園中学校
校 長 深 谷 和 義

学校法人梶山女学園が設置する梶山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科及び現代社会学科並びに教育学部子ども発達学科に係る教育実習について、下記のとおり、受け入れることを承諾します。

記

1 教育実習受入れ先

梶山女学園中学校

2 学級数

18学級

3 教育実習の受入れに係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学部	学科	入学定員	免許状の種類
情報社会学部	情報デザイン学科	100名	高等学校教諭一種免許状（情報）
情報社会学部	現代社会学科	120名	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
教育学部	子ども発達学科	170名	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）

4 教育実習の受入れ時期

令和9年4月から

以上

教育実習受入承諾書

令和5年2月6日

梶山女学園大学
学 長 黒 田 由 彦 殿

梶山女学園高等学校
校 長 深 谷 和 義

学校法人梶山女学園が設置する梶山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科及び現代社会学科並びに教育学部子ども発達学科に係る教育実習について、下記のとおり、受け入れることを承諾します。

記

1 教育実習受入れ先
梶山女学園高等学校

2 学級数
30学級

3 教育実習の受入れに係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学部	学科	入学定員	免許状の種類
情報社会学部	情報デザイン学科	100名	高等学校教諭一種免許状（情報）
情報社会学部	現代社会学科	120名	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
教育学部	子ども発達学科	170名	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）

4 教育実習の受入れ時期
令和9年4月から

以上